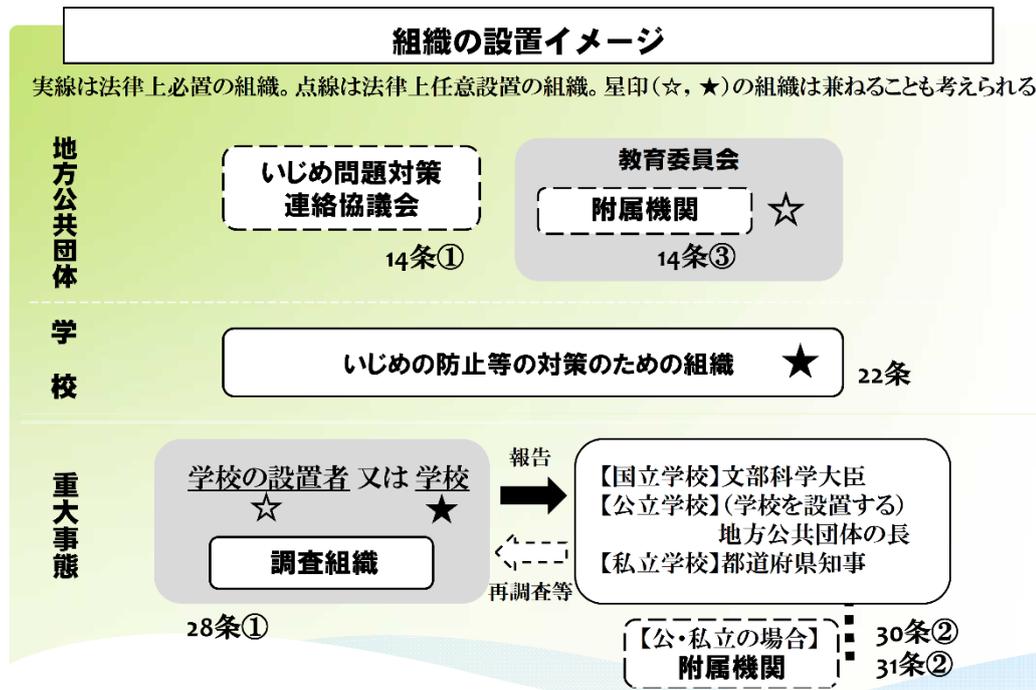


いじめ対策について

(1) いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布、9月28日施行）

- ① 「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定
国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務
- ② 「いじめ問題対策連絡協議会」の設置（設置することが望ましい）
- ③ 「附属機関」の設置（設置することが望ましい）
- ④ 「重大事態」への対処



(2) 本宮市いじめ防止基本方針（平成26年策定）

- ① いじめに対する指導方針
 - ② いじめの防止等のための組織等（現状は未組織）
 - ③ いじめに関する調査（8月、10月、2月に実施）
- ※ 各学校においても「いじめ防止基本方針」を定め、いじめ防止等の対策のための組織をつくり実行している。

(3) いじめの現状（平成28年8月調査）

- ① 小学校 2校 2件（上履きを汚す、悪口） いずれも解消
- ② 中学校 2校 2件（悪口、ネットでの悪口） いずれも解消

(4) 最近の国・県の動き

- ① 県は昨年の会津地方におけるいじめ自殺事案を受け、いじめ問題対策委員会を条例化（平成28年3月定例議会で可決）
- ② 法律施行後3年の見直し時期
- ③ 文部科学省の有識者会議が、「重大事態」の定義の明確化や、調査の進め方を示すガイドラインの作成等を文部科学省に求めた。

→ 上記の動きをみた上で、今後更に組織等について対応を検討していく。